

# 令和6年10月 農業委員会総会

令和6年10月7日（月）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 宮田早苗 | 6番 | 相京文夫 |
| 2番 | 京増孝一 | 7番 | 木我恭子 |
| 3番 | 飯田隆男 | 8番 | 石橋義弘 |
| 5番 | 石渡潤一 |    |      |

### <農地利用最適化推進委員>

|      |      |
|------|------|
| 竹尾謙一 | 篠原庄一 |
| 斉藤孝壹 | 大塚浩  |
| 小坂和男 |      |

## 2. 欠席者（農業委員）

|    |     |
|----|-----|
| 4番 | 綿貫清 |
|----|-----|

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

|        |       |                   |
|--------|-------|-------------------|
| 4. 議 題 | 第1号議案 | 農用地利用集積計画について（1件） |
|        | 第2号議案 | 農地法3条許可申請について（2件） |
|        | 第3号議案 | 農地法4条許可申請について（1件） |
|        | 第4号議案 | 農地法5条許可申請について（4件） |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 5. 専決処理報告 | 農地法第5条の届出について（1件） |
|-----------|-------------------|

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年10月7日（月）

古川事務局長 ただいまから令和6年10月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 本日もお疲れ様です。本日は案件が非常に多岐にわたりますので慎重審議よろしく申し上げます。

古川事務局長 ありがとうございました。なお、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地確認については事前に撮影したカラーコピーの写真にかえさせていただき、皆様のお手元に配布させていただきましたのでご確認下さい。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理その他となりますので、よろしく申し上げます。

飯田議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者・借受者とも本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地1筆で、地目は田、面積は553㎡、利用計画は田です。賃借料は年5,000円で、設定期間は10年の新規設定

です。位置については2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については本日小島委員が欠席とのことで、事務局から補足説明がありましたらお願いします。

鶴澤副主査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本申請地は1区画の一部で、本申請地以外の部分は既に譲受人が権利を保有しており、実質1区画全体を譲受人が耕作しています。該当1区画の権利関係を整理するための申請であり、借受者は地域の中心的な耕作者でもあるので問題ないと考えているとのことです。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲渡人は柏市在住者他共有者4名、譲受人は上岩橋在住者です。申請地は、酒々井の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,275㎡です。申請理由は、本申請地が遊休化しているため落花生を栽培し有効活用しようと考えたこと、共有持分を今後耕作予定者に集約し権利関係を整理しようと考えたことから、本申請に至ったとのことです。町内在住の譲受人が今後本申請地を耕作することで共有者全員で合意されたとのことで、許可された場合、最も多い持分を所有することとなります。作付作目は落花生です。権利の種類等は所有権移転です。位置については4ページの位置図、5ページの公図をご覧ください。営農計画書については6ページをご覧ください。譲受人は新規就農者ですが、必要な農機具・作業場・倉庫については保有できる見込みとなっています。また、

- ・年間150日程度耕作に従事する予定であること
- ・労働力の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件を満たしております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小島委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については本日小島委員が欠席とのことで、事務局から補足説明がありましたらお願いします。

鵜澤副主査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本申請地は現況は耕作されておらず遊休化している状態です。譲受人に会ったことはないとのことですが、遊休化を解消する意思があるなら認め、その後地域で見守っていきたいと考えているとのこと。併せて、共有者が多いと相続の際に相続未登記となるの可能性が高くなるため、それを解消する意味でも良いことではないか、とのこと。

飯 田 議 長 続きまして、申請人が新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

飯 田 議 長 申請人の〇〇さんでよろしいですか。

申 請 人 はい。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法３条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 共有持分を集約し、今後の耕作予定者の権利の優先順位を１位とすることで耕作に支障が生じないようにするため申請させていただきました。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請地は〇〇〇〇〇〇〇のために使用されていたと記憶しておりますが間違いありませんか。

申 請 人 間違いありません。過去にそういった経緯はありますが今後〇〇〇〇〇〇〇〇用地として使うことはありませんので営農に支障はありません。

飯 田 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請人 退室)

飯 田 議 長 それでは、農地法３条許可申請 整理番号１について採決を行います。許可

することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、登記地目は田、面積は274㎡です。申請理由は、耕作面積の拡大とのことです。作付作目は水稻で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、8ページの位置図、9ページの公図をご覧ください。営農計画書については10ページをご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小島委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については本日小島委員が欠席とのことで、事務局から補足説明がありましたらお願いします。

鵜澤副主査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。第1号議案と同じ譲受人で地域の中心的な耕作者で、経緯も同じような内容となります。本申請地は1区画の一部で、本申請地以外の部分は既に譲受人が権利を保有しています。1区画の権利関係を整理するための申請であり、所有権移転で譲渡人・譲受人で交渉がまとまったとのことなので問題ないと考えているとのことでした。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

飯 田 議 長 続いて、第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第3号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。申請者は上岩橋在住者です。申請地は上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は500㎡です。申請理由は貸駐車場の建設で、本申請地に隣接した場所に現在建設中の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の貸駐車場とするとのこと。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。他法令関係については、令和6年7月16日に土地改良区地区除外について手続き済み、令和6年7月24日に埋立許可について経済環境課に申請済み、令和6年7月10日にガードレール撤去等に関する道路工事施工承認についてまちづくり課に申請済みとなっています。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、令和7年1月30日完了の予定です。申請地の位置につ

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯田 長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

飯田議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介を

お願いします。

申請代理人 ○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

飯田議長 今、提出されました農地法4条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 本申請地について土地改良区の除外精算については既に終了しています。正面道路の既存のガードレールについては、駐車場への出入口設置のため撤去について酒々井町まちづくり課に申請済です。隣接地との境界についても確定済みです。また、1段低くなっているため残土での埋め立てをする予定です。周囲については雨水流出防止等のため道路・水路の境界について土留め工事を施工する予定です。本申請地は隣接地に建設中の○○○○○○○○の貸駐車場とする予定で双方合意されています。

飯田議長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

飯田議長 それでは、これから採決を行います。第3号議案 農地法第4条許可申請整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第4条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯 田 議 長 続いて、第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。譲受人は富里市在住者、譲渡人は墨在住者で、譲受人と譲渡人は親子関係とのことです。申請地は墨の農地1筆の一部で、地目は畑、面積は902㎡のうち245.57㎡です。申請理由は、専用住宅の建設です。権利の種類は、資料では所有権移転となっておりますが使用貸借とのことです。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。他法令関係については、令和6年9月19日に開発許可申請がまちづくり課に提出済みとなっています。位置については21ページの位置図、22ページの公図をご覧ください。なお、本申請の部分について現在分筆登記申請中で、分筆後は公図の赤線の部分が新しい地番となる見込みです。土地利用計画図・給排水計画図については23ページ、平面図については24ページをご覧ください。事業計画については25、26ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年12月1日着工予定、令和7年6月1日完了予定です。造成計画については軽く整地するのみで埋立等を行わないとのことです。土地選定理由は、譲受人が専用住宅の建築を計画する過程で、親の所有する土地の一部を使用貸借することで合意に至ったことから選定したとのことです。用水については上水道を使用し、排水については浄化槽で処理後に既設U字溝に排水し、雨水については宅内浸透するとのことです。防災計画については、工事中は防風・防塵ネットを張り安全に配慮するとのことです。また、分筆後の

本申請地周辺の農地は譲渡人の畑のみとなりますが、被害が及ばないように配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については本我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 事務局から説明のあったとおり、譲渡人・譲受人は〇〇の関係です。譲受人は現在アパート在住ですが、一軒家を〇の住居の隣に建設するため本申請に至ったとのことです。

飯 田 議 長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

飯 田 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 代理人を務めます〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 譲受人の〇〇氏の〇〇である〇〇氏の所有する畑で本申請を提出させていただきました。権利の種類は使用貸借となります。本申請地の現況は整地されていないため畑の状態です。給水については新設井戸を設置する予定です。

飯 田 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

飯 田 議 長 それでは、これから採決を行います。第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯 田 議 長 続いて、第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2及び3については、譲渡人・譲受人が同一の案件のため、一括して事務局・地区担当委員の説明を求め、その後、一括して申請代理人の説明を求めたいと思います。始めに、整理番号2について事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の27ページをご覧ください。譲受人は匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は尾上在住者です。申請地は、尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は7,933㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、地上権の設定です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年12月1日着工予定、令和7年2月2

8日完了予定です。位置については28ページの位置図、29ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については30ページをご覧ください。事業計画書については、31、32ページをご覧ください。土地の造成については軽く整地し直接杭を打ち込むのみで、切土・盛土は行わないとのことです。土地選定理由は、太陽光発電事業に適した土地であると判断したこと、地権者と合意に至ったことから選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、被害対策に万全を期し、万一問題が発生した場合は事業者の責任において誠実に対応するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、強風でパネルが飛散しないような施工方法をとるとのことです。また、日照・通風への影響はないものと考えているとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については私から説明させていただきます。

飯田議長 譲渡人は1人で田を耕作しています。他に労働力はなく、畑までは手が回らないようです。本申請地について太陽光発電施設としての有効活用を行いたいと私の方に相談がありました。耕作放棄地となるよりは良いことだと思います。

飯田議長 続いて、整理番号3について事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3について説明させていただきます。資料の33ページをご覧ください。譲受人は匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は尾上在住者です。申請地は、尾上の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で2,790㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、地上権の設定です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用につ

いては、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年12月1日着工予定、令和7年2月28日完了予定です。位置については34ページの位置図、35ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については36ページをご覧ください。事業計画書については、37, 38ページをご覧ください。土地の造成については軽く整地し直接杭を打ち込むのみで、切土・盛土は行わないとのことです。土地選定理由は、太陽光発電事業に適した土地であると判断したこと、地権者と合意に至ったことから選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、被害対策に万全を期し、万一問題が発生した場合は事業者の責任において誠実に対応するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、強風でパネルが飛散しないような施工方法をとるとのことです。また、日照・通風への影響はないものと考えているとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については私から説明させていただきます。

飯 田 議 長 整理番号3と同様です。有効活用するのであればやむを得ないと思います。

飯 田 議 長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

飯 田 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 代理人を務めます〇〇〇〇の〇〇〇と申します。よろしくお願いします。

飯 田 議 長 提出されました農地法５条の許可申請２件について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。始めに、尾上〇〇〇〇〇の申請について説明をお願いします。

申請代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○は売電により収益を得ている会社です。本申請地において許可を受け工事完了後は○○年間の売電を予定しています。○○年経過後は原型復旧して譲渡人に土地を返却する予定です。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。

飯 田 議 長 続いて、尾上〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の申請について説明をお願いします。

申請代理人 尾上〇〇〇〇〇と同様です。〇〇年間売電して終了後は譲渡人に土地を返却する予定です。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯 田 議 長 申請２件について併せて質問します。申請地が山林に囲まれているような地形となっていますが、西日の影響は受けませんか。

申請代理人 山林との境界から間を開けパネルを設置するので影響はないと考えています。

飯田議長 他にないので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お

忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

飯 田 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。第４号議案 農地法第５条許可申請 整理番号２について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第５条許可申請 整理番号２につきましては許可相当とすることに決定しますが、３０ａを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

飯 田 議 長 続いて、第４号議案 農地法第５条許可申請 整理番号３について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第５条許可申請 整理番号３につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯 田 議 長 続いて、第４号議案 農地法第５条許可申請 整理番号４についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第４号議案 農地法第５条許可申請 整理番号４について説明させていただきます。資料の３９ページをご覧ください。譲受人は東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は馬橋在住者です。申請地は墨の農地１筆で、地目は畑、面積は１，６４２㎡です。申請理由は太陽光発電施設の建設で

す。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。許可後、本申請に係る用途に遅滞なく供することについては、許可後着工予定、令和7年1月30日完了予定です。位置については40ページの位置図、41ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については42ページをご覧ください。事業計画については、43・44ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、譲受人が自社所有の発電所による売電事業の拡大に向け発電所用地を探した結果、本申請の譲渡人より将来にわたって農業を行う意思がなく処分を希望しているという情報を得て、交渉の結果、合意に至ったことから本申請に至ったとのことです。用水については使用しません。雨水排水については、敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。なお、42ページの土地利用計画図の中の排水計画図とおおり本申請地の外周に高さ30cmの土留めを設置し、雨水が隣接地に流出しないよう配慮するとのことです。防災計画については、工事中は常に責任者を設置し安全確認に努め、工事後は定期的な設備点検・雑草の管理を徹底します。また、フェンスの設置及び門扉の施錠により防犯に配慮するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、外周への土留めの設置、定期的な草刈り等により配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 本申請地は現在耕作されておられません。〇〇〇〇〇〇〇線から本申請地までの入口が非常に狭い地形となっています。また、本申請地の奥に墓がありま

す。太陽光パネルが設置された後の墓への進入についてこの後申請者に聞きたいと思います。

飯 田 議 長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

飯 田 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 申請者の〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 本申請地において単価〇〇円で〇〇年間の売電を予定しています。周囲には雨水等の被害防除のため土留めを設置する予定です。パワコン9台を設置し、その内3台で自律運転を予定しています。申請目的は産業用太陽光発電施設の建設となります。本申請地は協力不動産会社から紹介され、地権者と交渉し合意に至りました。出力は114.4kwで回収額は〇〇〇〇〇円以上を予定しています。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 本申請地のさらに奥には墓があります。太陽光パネルの設置により墓参りする方に支障はありませんか。

申 請 人 パネル設置後はメンテナンス等の際ごく短時間しか本申請地に車両は進入しません。本申請地への進入路は車両一台通るのがやっとなで行き違いは出来

ませんので、万一近隣者の邪魔になるようなら道を譲ることを徹底します。

飯 田 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

飯 田 議 長 それでは、これから採決を行います。第4号議案 農地法第5条許可申請 整理番号4について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号4につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯 田 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の45ページをご覧ください。譲受人は成田市に住所を有する法人、譲渡人は佐倉市に住所を有する法人です。届出地は下台・酒々井の農地計5筆で、登記地目は畑、面積は合計で1,733㎡です。届出理由は共同住宅用地とのこと。位置については、46ページの位置図と47・48ページの公図をご覧ください。なお、開発予定地は公図の太線の部分で、登記地目が畑の部分と宅地の部分に分かれているため、畑の部分について届出を行ったとのこと。なお、公図では酒々井〇〇〇〇〇〇が畑と記載されていますが宅地のため対象外で、〇〇〇〇〇〇が畑のため対象となり、計5筆が対象となります。備考ですが、令和6年9月25日付け、酒農委第5号の8で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

飯 田 議 長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(令和6年度農業委員・推進委員ブロック別研修について)

(その他)

飯 田 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古 川 事 務 局 長 7日の木曜日はいかがでしょう。

飯 田 議 長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古 川 事 務 局 長 それでは、これで10月の総会を閉会いたします。